

平成29年2月8日

まちづくり委員会資料

平成29年第1回定例会 専決処分報告の説明

報告第1号

市長専決処分第6項 訴えの提起及び和解について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告[家賃滞納者]

	区分	被告の氏名	居住の開始
1	滞納者	** **	H14. 9. 1

* 1 滞納者の未払月数 11箇月分

* 2 滞納者の未払の使用料の額 186,533円

2 市営住宅の明渡しを求める対象者

市の納付指導にもかかわらず家賃を納付しない滞納者のうち、家賃を3箇月分以上滞納し、明渡請求以外に滞納解消が図れない者

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

- ・川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、完納しない場合は、明渡しを請求する旨を通知したが、納付がなされなかった。
- ・市営住宅明渡請求書を送付し、賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。

No.	予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	H26. 8. 8	H26. 9. 19	H26. 12. 25	H28. 11. 16

4 訴え提起件数

平成26年度 25件、平成27年度 26件、平成28年度（1月末現在）21件

報告 和解について

1 相手方及び和解内容

	相手方	未払状況		支払計画		家賃月額
		未払月数	未払家賃	回数	分割支払月額（内）最終回	
1	** **	15 箇月分	499,300 円	50 回	10,000 円（9,300 円）	32,900 円
2	** **	10 箇月分	588,800 円	59 回	10,000 円（8,800 円）	27,100 円

2 即決和解

当事者間の法的な紛争について、合意に達する見込みのあるとき、簡易裁判所に対して、請求の趣旨、原因、争いの実情を示して申し立てを行い、簡易裁判所の仲介によって和解を成立させる手続きである。（民事訴訟法第275条第1項）

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一効果がある。

3 和解理由

相手方は、本件市営住宅の家賃を長期間滞納しており、未払家賃の一括支払が困難であるが、居住の継続を希望しており、即決和解したい旨の申出があったため。

4 管轄裁判所

川崎簡易裁判所

5 和解成立件数

平成26年度 25件、平成27年度 7件、平成28年度（1月末現在）6件